

定款

社会福祉法人 あしたば会

社会福祉法人あしだば会定款

第 1 章 総 則

則

(目的) 第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
(イ) 障害者支援施設 潤心 の設置経営
(ロ) 特別養護老人ホームサンフラワーの設置経営
- (2) 第二種社会福祉事業
(イ) 障害福祉サービス事業
共同生活援助事業「アシタバ」
多機能型事業「くにみ」(生活介護・就労継続支援B型)
(ロ) 佐世保市在宅介護支援センター
(ハ) 老人デイサービス事業「サンフラワー」
(二) 老人短期入所事業「サンフラワー」
(ホ) 認知症対応型老人共同生活援助事業「グリープホームサンフラワー別館」
特定相談支援事業「すだち」
(ヘ) 障害児相談支援事業「すだち」
(ト)

(名 称) 第2条 この法人は、社会福祉法人あしだば会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を長崎県佐世保市吉井町直谷372番の2に置く。

第 2 章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第5条 この法人には、次の役員を置く。
(1) 理事 8名
(2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
3 理事長は、この法人を代表する。
4 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員の任期)

- 第6条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員の選任等)

- 第7条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。
- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員の報酬等)

- 第8条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによつては、支給しない。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

- 第9条 この法人の業務の決定は、理事をもつて組織する理事会によって行う。
- ただし、日常の業務として理事会が定めるものは理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもつて、欠席の理由及び理事会に付議されるる場合は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

- 第10条 理事長に事故あるときは、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会並びに佐世保市長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

- 第12条 この法人に、職員若干名を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第 3 章 評議員及び評議員会

(評議員会)

- 第13条 評議員会は、17名の評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべし事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 評議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することが出来ない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。選任した評議員2名は、評議員会の議事について議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 9 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによつては、支給しない。

(評議員会の権限)

- 第14条 評議員会は次に掲げる事項を審議する。
- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則としてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同 前)

第15条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴する事ができる。

(評議員の資格等)

第16条 評議員は、社会福祉事業に関する業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期) 第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とする。

2 評議員は再任される事ができる。

第 4 章 資産及び会計

(資産の区分)

第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 長崎県佐世保市吉井町直谷372番地2、227番地4、375番地、371番地、373番地、372番地2先所在の園舎 鉄筋コンクリート瓦葺2階建 潤心の建物
1棟 (1,617.81平方メートル)
長崎県佐世保市吉井町直谷372番2所在の宅地1筆 (1,726.14平方メートル)
長崎県佐世保市吉井町直谷246番1所在の宅地1筆 (439.00平方メートル)
長崎県佐世保市吉井町直谷245番3所在の雑種地1筆 (146平方メートル)
長崎県佐世保市吉井町直谷246番3所在の宅地1筆 (472.22平方メートル)
長崎県佐世保市吉井町直谷239番1所在の田1筆 (228平方メートル)
長崎県佐世保市吉井町直谷375番所在の田1筆 (414平方メートル)
長崎県佐世保市吉井町直谷368番地6所在の鉄筋コンクリート造瓦葺平家建
「特別養護老人ホームサンフラワー及びショートステイ」、「サンフラワー
ーティサービスセンター」、「佐世保市在宅介護支援センターサンフラワ
ー」の建物1棟 (2,688.59平方メートル)
長崎県佐世保市吉井町直谷368番6所在の「特別養護老人ホームサンフラワ
ー及びショートステイ」、「サンフラワーーティサービスセンター」、「
佐世保市在宅介護支援センターサンフラワー」敷地1筆 (12,499.46平方
メートル)
長崎県佐世保市吉井町直谷368番地6所在の木造瓦葺平家建「グレープ
ホームサンフラワー別館」の建物1棟 (268.64平方メートル)
(11) 長崎県佐世保市江迎町三浦33番5所在の宅地1筆 (1,359.42平方メートル)
(12) 長崎県佐世保市吉井町直谷241番9所在の雑種地1筆 (387平方メートル)
(13) 長崎県佐世保市吉井町直谷1007番地38所在の木造セメント瓦葺2階建
居宅1棟 (122.20平方メートル)
長崎県佐世保市吉井町直谷1007番38所在の宅地1筆 (259.65平方メートル)
(14) 長崎県佐世保市吉井町直谷1288番地3所在の木造瓦葺2階建 居宅
1棟 (289.76平方メートル)

(16) 長崎県佐世保市吉井町直谷1249番地4所在の鉄骨造瓦葺4階建 寄宿舎
(248.93平方メートル)

(17) 長崎県佐世保市吉井町直谷1249番4所在の宅地1筆 (450.00平方メートル)
長崎県佐世保市吉井町直谷227番4所在の山林1筆 (765.0平方メートル)

(18) 長崎県佐世保市吉井町直谷241番4所在の雑種地1筆 (28.0平方メートル)
長崎県佐世保市吉井町直谷246番地3、246番地1所在の養護所 木造合金メ

(19) 長崎県佐世保市吉井町直谷1007番42の宅地1筆 (257.44平方メートル)
長崎県佐世保市吉井町直谷246番地3、246番地1所在の養護所 木造合金メ

(20) ツキ鋼板葺き平屋建 多機能型事業所くにみの建物1棟 (279.43平方メートル)
(21) 長崎県佐世保市吉井町直谷1007番地42所在の木造かわらぶき2階建 養護所
1棟 (214.57平方メートル)

(22) 長崎県佐世保市吉井町直谷1251番8の宅地1筆 (184.76平方メートル)
長崎県佐世保市吉井町直谷247番1の宅地1筆 (419.63平方メートル)

(23) 長崎県佐世保市吉井町直谷248番1の煙1筆 (505.0平方メートル)
長崎県佐世保市吉井町直谷248番2の煙1筆 (350.0平方メートル)

(24) 長崎県佐世保市吉井町直谷248番8の山林1筆 (634.0平方メートル)
長崎県佐世保市吉井町直谷248番9の煙1筆 (211.0平方メートル)

(25) 長崎県佐世保市吉井町直谷248番10の宅地1筆 (232.46平方メートル)
長崎県佐世保市吉井町直谷248番11の宅地1筆 (79.92平方メートル)

(26) 長崎県佐世保市吉井町直谷248番12の宅地1筆 (259.0平方メートル)
長崎県佐世保市吉井町直谷249番の山林1筆 (259.0平方メートル)

(27) 長崎県佐世保市吉井町直谷248番13の宅地1筆 (232.46平方メートル)
長崎県佐世保市吉井町直谷248番14の宅地1筆 (79.92平方メートル)

(28) 長崎県佐世保市吉井町直谷248番15の宅地1筆 (232.46平方メートル)
長崎県佐世保市吉井町直谷248番16の宅地1筆 (79.92平方メートル)

(29) 長崎県佐世保市吉井町直谷248番17の宅地1筆 (232.46平方メートル)
長崎県佐世保市吉井町直谷248番18の宅地1筆 (79.92平方メートル)

(30) 長崎県佐世保市吉井町直谷248番19の宅地1筆 (232.46平方メートル)
長崎県佐世保市吉井町直谷248番20の宅地1筆 (79.92平方メートル)

(31) 運用財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第27条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、佐世保市長の承認を得なければならない。ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、佐世保市長の承認は必要としない。

(資産の管理)

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第21条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第22条 この法人の予算是、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事

総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第23条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事

会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)
第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもつて終わる。

(会計処理の基準)
第25条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第26条 予算をもつて定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 公益を目的とする事業

(種別)

第27条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業
「サンフランキー」

(2) 介護予防支援事業
「佐世保市吉井地域包括支援センター」

(3) 委託事業
①佐世保市包括的支援事業
「佐世保市吉井地域包括支援センター」

②佐世保市二次予防事業対象者把握
「佐世保市吉井地域包括支援センター」

③佐世保市介護教室開催事業
「サンフランキー」

④佐世保市通所型介護予防事業（運動器の機能向上プログラム）
「サンフランキーデイサービスセンター」

⑤佐世保市通所型介護予防事業（認知機能低下予防・支援プログラム）
「サンフランキーデイサービスセンター」

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金がでた場合の処分)

第28条 前項の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第6章 収益を目的とする事業

(種別)

第29条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 不動産賃貸業
2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第30条 前項の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第4条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第7章 解散及び合併

(解散)

第31条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第32条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によつて社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第33条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、佐世保市長の認可を受けなければならない。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第34条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、佐世保市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を佐世保市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第35条 この法人の公告は、社会福祉法人あしたば会潤心の掲示場に掲示して行うとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第36条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

付 則 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後
遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	事	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	監	事	タ
田	田	浜	本	生	中	俣	田	浦	木	原	宅	
原	原	白	岩	麻	野	西	野	三	宮	清	大	

2 前回定款変更許可年月日

平成27年5月21日申請(平成27年6月5日認可)